

第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第42回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関する事業
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1の委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 (若干名)
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。

2 副会長は、北海道副知事、北海道水産会代表理事会長及び**厚岸町長**をもって充てる。

3 監事は、北海道信用漁業協同組合連合会代表理事会長をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、実行委員会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置く。

2 顧問は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。

(参与)

第9条 実行委員会に、参与を置く。

2 参与は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 参与は、大会の具体的な運営方法に関し助言する。

(委員等の任期)

第10条 委員、顧問及び参与（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会設立の日から第23条第1項の規定により実行委員会解散する日までとする。

2 会長は、委員等に特別の事由があると認めるときは、その職を解くことができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第11条 委員等には、報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、総会等に出席するため会長が必要と認めた場合には旅費を支給することができる。

2 前項ただし書における委員等に支給する旅費に関し必要な事項は、北海道の財務に関する諸規定に準ずるものとする。

第3章 総会

(総会)

第12条 実行委員会に、総会を置く。

2 総会は、委員等をもって組織する。

3 総会は、会長が必要に応じて招集する。

4 総会の議長は、会長（事故等があった場合には、会長があらかじめ指名した者）がこれに当たる。

5 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関する重要な事項に関すること。

6 総会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席することができないときは、代理人又は書面をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

8 総会の議事は、行使された議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 第6項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第5項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき。

10 会長は、必要に応じて総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

11 前項の規定による委員等以外の者の報酬は、「北海道特別職職員の給与等に関する条例」（昭和31年10月10日条例第64号）第6条第2項に規定する附属機関の委員の受ける報酬額と同額を支給することができる。

12 第10項の規定による委員等以外の者の旅費は、北海道の財務に関する諸規定に準じて支給することができる。

(会長の専決処分)

第13条 会長は緊急を要するため、第12条第3項の規定による総会の招集及び同条第9項の規定による意見を徴する時間的余裕がないときは、前条第5項第2号から第5号までに掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第14条 実行委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表4の幹事（以下「幹事」という。）及びその他会長が必要と認める者をもって構成する。

3 幹事長は、北海道水産林務部長をもって充てる。

4 副幹事長は、北海道水産会代表理事副会長及び厚岸町副町長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 第12条第5項第5号の規定により総会から委任された事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、大会の開催に関し会長が必要と認める事項に関する
こと。

7 第10条及び第11条の規定は幹事について、第12条第6項から第8項までの規定は幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第10条第1項中「委員、顧問及び参与（以下「委員等」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第11条中「委員等」とあるのは「幹事」と、第12条第6項から第8項までの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
(幹事長及び副幹事長の職務)

第15条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の定める順序により、その職務を代理する。

(専門部会)

第16条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

(1) 総務・広報専門部会

(2) 式典・放流行事専門部会

(3) 宿泊・輸送・警備専門部会

(4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会

2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 専門部会の部会長は、各専門部会の部会員の中から互選によって決定する。

4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、専門部会において審議した結果について、幹事会に報告する。

6 第10条及び第11条の規定は、部会員について準用する。この場合において、第10条第1項中「委員、顧問及び参与（以下「委員等」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第11条中「委員等」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(部会長の職務)

第17条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 実行委員会の事務を処理するため、北海道水産林務部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 前項に定めるもののほか事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第19条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第20条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(欠損金の処理)

第21条 実行委員会は、前条に規定する収支決算において欠損金が発生する見込みとなった場合には、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。

(会計)

第22条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、北海道の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第23条 実行委員会は、第2条の目的が達成され総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第24条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(委任)

第25条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月26日から施行する。